

答申第580号

平成25年9月30日

神奈川県公安委員会
委員長 宮崎 泰男 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部 政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成24年12月19日付けで諮問された交通反則告知書に関する文書一部非公開の件（諮問第633号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、公開請求の対象となる行政文書として、交通反則告知書に関する文書を特定し一部非公開としたことは、妥当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定の交通反則告知書に関する全ての文書（以下「本件請求文書」という。）を、神奈川県警察本部長が、平成24年10月4日付けで、一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）のうち、次に掲げる情報の公開を求める、というものである。

ア 不服申立人が署名を保留した「交通反則告知書の控え文書」、署名押印した「事情聴取内容の記録文書」及び提出した「上申書」（以下「控え文書等」と総称する。）

イ 「交通法令違反（反則）者一覧表（成人用）」、「告知報告（引継書（成人用）」及び「交通反則切符取締り原票送付書（成人用）」（以下「本件行政文書」と総称する。）に記載された違反者の氏名及び生年月日（以下「本件氏名等」という。）のうち、不服申立人の氏名及び生年月日（以下「申立人氏名等」という。）

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 不服申立人が当事者となっている、交通反則告知書に関する全ての文書を請求したが、公開されたのは一部の文書だけである。控え文書等が存在するので、改めて全ての文書の公開を請求する。

控え文書等が非公開である旨及びその理由も通知されておらず、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第10条第2項及び第3項に違反する。

イ 本件行政文書について、申立人氏名等が非公開とされているが公開することが妥当である。申立人氏名等は、神奈川県個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）第9条第1項第2号に該当し、本人に提供できる情報である。また、個人情報保護条例により本人開示が予

定されている情報であるから条例第5条に基づき公開しなければならない。

ウ 申立人氏名等は個人の交通違反歴を示す情報であると説明しているが、これは大きな誤りである。不服申立人を違反者として確定する者は、道路交通法のとおり警察本部長であり警察署ではないことから、警察署で作成した文書中の申立人氏名等は、個人の交通違反歴を示す情報に該当しない。違反を認めていない者を違反者と決めつけることは、冤罪事件の原因であり、冤罪事件で全国に恥をさらしたにもかかわらず、反省改善が見られないのは甚だ遺憾である。

また、不服申立人は、違法な取締りに基づき交通反則告知書を交付されたので違反者ではあり得ない。警察署長は、放置車両確認機関に確認事務を委託したときは、道路交通法第51条の12第1項の規定により、委託の必要不可欠な法定手続として公示しなければならないが、取締りを受けた時点では当該公示が完了していなかったことから、委託の効力は発せられておらず、駐車監視員が行った確認事務は違法な取締りであって効力を有しないことは明らかである。

エ 条例の解釈及び運用の基準では、「条例の非公開情報は、請求者が誰であるかを考慮せずに、公開か否かの判断をするものである」とされているが、これは、条例第2条で実施機関の責務として定められている原則公開に反している。非公開とするかどうかは、請求者が誰であるかを含めて個別具体的に検討しなければならない。当事者本人であるにもかかわらず、一律に請求者が誰であるかを考慮せずに第三者として扱うというのは暴論であり、当事者本人は、当事者本人以外の何者でもなく、全ての人を第三者として扱う合理的理由は認められない。条例第5条第1号の規定は、個人に関する情報の保護という目的で定められたものであり、保護する必要が認められない場合は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当する。自己に関する情報は、情報の保護を解除されていることから、条例第5条第1号ただし書に該当し、公開されなければならない。

オ 控え文書等は、条例第5条第1号の個人に関する情報であって、その

文書が存在するか否かについても言及できないと説明しているが、条例第8条の適用の有無については触れておらず、意味不明である。仮に条例第8条が適用されたとしても、条例第10条第3項では、拒否処分と位置付けているので、理由を示して通知しなければならない。

カ 刑事訴訟に関する書類とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であると解されており、具体的には、訴訟記録及び不起訴記録に該当する書類である。したがって、警察本部に管理されている書類としては、検察官に送致済の事件に関する書類及び送検手続に着手済の事件に関する書類に特定される。不服申立人の駐車違反事件は送検に着手されたこともなく、今後も着手されることはないから、刑事訴訟に関する書類に該当しない。

仮に百万歩譲って、刑事訴訟に関する書類であったとして、条例第32条該当の場合も拒否処分として位置付けているので、理由を示して通知しなければならない。

3 実施機関（警察本部交通部交通指導課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、刑事訴訟に関する書類である交通反則告知書の交通反則切符やその付随文書（以下「交通反則切符等」という。）を交通裁判所等に引き継ぐために作成する行政文書である。

(2) 本件請求文書の特定について

本件請求文書は、特定の交通反則告知書に関する全ての文書であるので、道路交通法違反事件である特定の交通反則切符の事件処理に関して作成した全ての行政文書を本件行政文書として特定したものである。

また、本件の請求書からは、特定の交通反則切符の事件処理以外の事務に係る行政文書まで請求の範囲が及ぶとは認められないので、文書の特定に誤りはない。

(3) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

本件行政文書に記載された本件氏名等は、特定の個人が識別される情報であるから、条例第5条第1号本文に該当する。

本件氏名等の中に、申立人氏名等が含まれているか否かは個人の交通違反歴を示す情報であるのでその点には言及しないが、仮に本件氏名等の中に申立人氏名等が含まれていたとしても、特定の個人が識別される情報であるから、条例第5条第1号本文に該当する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

本件行政文書に記載された本件氏名等は、条例第5条第1号ただし書アの「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、同号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、同号ただし書ウの「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は同号ただし書エの「人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、同号ただし書のいずれの情報にも該当しない。

したがって、仮に本件氏名等の中に申立人氏名等が含まれていたとしても、同号ただし書のいずれにも該当しない。

ウ 自己に関する情報について

条例に定める公開請求制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わずに公開請求を認める制度であることから、条例に規定する非公開情報は、請求者が誰であるかを考慮せずに判断するものであり、請求者が自己の情報を前提として公開請求した場合であっても、請求者の情報であることを理由に特別に公開を受けられるものではなく、条例第5条第1号の規定により非公開となるのである。

個人情報保護条例第9条は、個人情報の目的外提供についての規定であるが、そもそも不服申立人は個人情報保護条例に基づく自己情報の開示請求手続ではなく、条例に基づいて公開請求したのであるから、個人情報保護条例第9条第1項第2号に該当し本人に提供できる情報であるから公開すべきとの主張は、条例と個人情報保護条例の制度の違いを認識しない独自の解釈であり失当である。

(4) 控え文書等について

不服申立人は、控え文書等が存在する、これらの文書が非公開である旨及びその理由が通知されておらず条例第10条第2項及び第3項に違反する旨を主張しているが、不服申立人が存在を主張する文書は、個人の交通違反歴を示す条例第5条第1号の個人に関する情報であることから、その文書が存在するか否かについても言及することはできない。

仮に存在するとしても、交通反則切符等は、道路交通法違反事件に係る刑事訴訟手続のために作成される書類であり、条例第32条「刑事訴訟に関する書類及び押収物については、この条例の規定は、適用しない」との規定により、条例の適用を受けない文書である。

交通反則切符等は、札幌地方裁判所平成16年7月12日判決（平成15年（行ウ）第19号、同第20号）（以下「札幌地裁判決」という。）に照らしてみても、刑事訴訟に関する書類に該当することは明らかである。

したがって、本件請求文書として条例の適用を受けない刑事訴訟に関する書類が仮に存在したとしても、条例の請求対象から除外すべきであることから、決定通知書に公開拒否決定の文言を記載すべき必要性はないと判断したものである。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、交通反則切符等を交通裁判所等に引き継ぐために作成する文書である。

(3) 本件不服申立ての対象について

本件不服申立ての対象は、本件処分において非公開とされた情報のうち、不服申立人が公開を主張する本件氏名等に含まれる申立人氏名等の公開及

び控え文書等の公開と認められるので、当審査会としては、当該情報及び当該文書について、以下、検討する。

(4) 本件請求文書の特定について

ア 不服申立人は、控え文書等が存在するが非公開である旨及びその理由が通知されておらず条例第10条第2項及び第3項に違反する、不服申立人の駐車違反事件は送検に着手されたこともなく今後も着手されることはないから刑事訴訟に関する書類に該当しない、仮に刑事訴訟に関する書類であったとしても条例第32条該当の場合も拒否処分として位置付けているので理由を示して通知しなければならない旨主張している。

さらに、不服申立人は、実施機関が条例第8条の適用の有無に触れておらず、仮に条例第8条が適用されたとしても拒否処分と位置付けているので理由を示して通知しなければならない旨主張している。

イ 実施機関は、本件請求文書は特定の交通反則告知書に関する全ての文書であるので、道路交通法違反事件である特定の交通反則切符の事件処理に関して作成した全ての行政文書を本件行政文書として特定したものであり、本件の請求書からは交通反則切符の事件処理以外の事務に係る行政文書まで請求の範囲が及ぶとは認められないと説明している。

また、交通反則切符等は、道路交通法違反事件に係る刑事訴訟手続のために作成される書類であり、条例第32条の規定により、条例の適用を受けない文書であることは、札幌地裁判決からも明らかであるので、仮に存在したとしても、請求対象には含まれないことから決定通知書に公開拒否の文言を記載すべき必要性はないと判断したと説明している。

ウ 当審査会において、本件の請求書を確認したところ、請求書の記載内容からは、実施機関が説明している道路交通法違反事件である交通反則切符の事件処理に関して作成される文書を請求していると認められ、道路交通法違反事件の事件処理と異なる事務において作成される文書にまで請求の範囲が及ぶとは認められない。

エ また、実施機関が説明する札幌地裁判決は、「交通事件原票及びその付随文書である本件公文書は、刑事司法手続に関連して作成された訴訟に関する書類に該当するということができる」との内容であり、最高裁

判所平成19年2月23日第二小法廷決定（平成17年（行ツ）第199号 平成17年（行ヒ）第214号）によって、その判断が確定されている。

このことからしても、不服申立人が主張する控え文書等が刑事司法手続に関連して作成される文書を指しているのであれば、仮に存在するとしても、道路交通法違反事件に関して作成される交通反則切符等は、条例第32条「刑事訴訟に関する書類及び押収物については、この条例の規定は、適用しない」の規定により、条例の適用を受けない文書であると認められる。

オ なお、不服申立人が求めているのは、不服申立人が署名を保留した文書、署名押印した文書、又は提出した文書であるから、当該文書の存否を答えるだけで、特定の個人が識別される情報を公開することになるとも認められるが、控え文書等については、前記ウ及びエのとおり、本件請求文書に該当しない、又は条例の適用を受けないことから条例第8条該当性を判断するまでもない。

カ したがって、実施機関が、本件請求の対象として本件行政文書を特定した本件処分は妥当であると判断する。

（5）条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

（ア）条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（以下「個人情報」という。）を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報のもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

（イ）本件氏名等は、特定の個人が識別される情報であるから、申立人氏

名等が含まれているか否かにかかわらず、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは公開すると規定している。

(イ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

条例第5条第1号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については公開することを規定している。

a 不服申立人は、条例第5条第1号の規定は個人情報の保護という目的で定められたものであり、当事者本人の情報であり保護する必要が認められない場合は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当し公開されなければならない旨主張している。

b しかし、当事者の情報であることをもって、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、申立人氏名等が含まれているか否かにかかわらず、本件氏名等は、条例第5条第1号ただし書イに該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書ア、ウ及びエ該当性について

本件氏名等は、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」、又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないことから、申立人氏名等が含まれているか否かにかかわらず、条例第5条第1号ただし書ア、ウ又はエのいずれにも該当しないと判断する。

(6) 自己に関する情報について

不服申立人は、申立人氏名等は個人情報保護条例第9条第1項第2号に

該当し本人提供、本人開示が予定されている情報であるから公開しなければならない、非公開とするかどうかは請求者が誰であるかを含めて個別具体的に検討しなければならない旨主張しているが、条例に定める情報公開制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わずに公開請求を認める制度であるから、この条例に基づく請求者は、県民等の一人として行政文書の公開を求めることができるにとどまり、公開、非公開の判断に当たっては、請求者が誰であるかは考慮されないものであるため、当該不服申立人の主張は採ることができない。

(7) その他

当審査会は、行政文書公開請求に対する決定の適否について審理庁から意見を求められているものであり、前記2（2）ウの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年12月19日	○ 諮問
平成25年1月16日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
1月28日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
1月31日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
2月20日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
6月11日 (第119回部会)	○ 審議
7月11日	○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
8月21日 (第120回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
相 川 忠 夫	関東学院大学大学院教授	部 会 員
入 江 直 子	神 奈 川 大 学 教 授	部 会 員
柿 崎 環	横 浜 国 立 大 学 教 授	
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	会 長 職 務 代 理 者
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
東 玲 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
堀 部 政 男	一 橋 大 学 名 誉 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成 25 年 9 月 30 日現在) (五十音順)